

平成28年3月7日

ご利用者様各位

平成28年4月より、地域密着型通所介護に移行します。

早春の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は私共のサービスにご理解、ご協力を頂きまして誠にありがとうございます。

平成28年4月、介護保険法改正により、デイサービス日和は小規模型通所介護から「地域密着型通所介護」に移行します。

小規模な通所介護事業所は、少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性が必要であり、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図るうえで整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、平成28年4月1日から地域密着型サービスに移行することになりました。

介護保険法の趣旨に従い、これまで以上に地域に根付いたサービスを展開し、温かい介護を目指して参ります。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

※料金に変更はございません。

※変更点

- 1、愛知県から江南市へ管轄が変わります。
- 2、名称 小規模型通所介護→地域密着型通所介護
- 3、サービス内容の名称 一例として、通所介護 I 33→地域通所介護31
入浴介助加算→地域入浴介助加算など
- 4、運営推進会議の開催→地域との連携と事業所運営の透明性を確保するために、利用者様やご家族、地域住民の代表者、市町村職員または地域包括支援センター職員、地域密着型通所介護について知見を有する者などで構成される「運営推進会議」を開催し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、会議で要望や助言を聴く機会を設けることが義務付けられました。
- 5、江南市以外のご利用者様について
 - ・現在ご利用の要介護の方→継続してご利用頂けます。
 - ・平成28年4月1日以降、要支援から要介護認定に変更になった方は原則利用できません。但し両市町村の協議により特例措置として認められる場合があるとの回答を各市町村から頂いています。

デイサービス 日和
管理者 滝 真二